申請書類一覧【法第34条14号(5)「自己用住宅の敷地拡張」】

令和3年4月1日 鹿沼市 都市建設部 都市計画課 開発指導係

申 29	請条 43	項 42	No.	書類の名称	様 式	説明
0	-	-	1	 許可申請書	A 01	開発行為許可申請書
0	_	1	2	関する工事関係書類	_	関する工事一覧表 (施工箇所の地番、施工面積、工事種別等)、 施工図面、有地番登記事項証明書、施行同意、印鑑証明
0	ı	ı	3	権利者一覧表(※)	A 13	(※) 申請土地が二筆以上の場合 既存建築物がある場合は、当該建築物の権利者一覧表も添付
0	_	-	4	権利者の同意書 (申請時以前3ヶ月以内の印鑑 証明書添付)	A 12	所有権、抵当権等、開発行為(開発行為に関する工事も含む)の 妨げとなる権利を有する者の同意書 既存建築物がある場合は、当該建築物についても添付
0	-	1	5	土地(建物)登記事項証明書	_	申請時以前3ヶ月以内のもの(原本) 既存建築物がある場合は、建物登記事項証明書も添付
0	-	ı	6	委任状(※)	_	申請地の地番、代理人の連絡先等を記載 (※)手続きを代理人に委任する場合
0	1	1	7	住民票	_	申請者及び居住予定者全員分(本籍、続柄入り)(申請時以前3 ヶ月以内の原本)
0	_	-	8	自己用住宅が適法な住宅である ことを証する書面(※)	_	(※)適法性の確認方法については、別紙「市街化調整区域における既存建築物の適法性確認について」を参照してください。
0	_	-	9	自己用住宅の登記事項証明書	_	申請時以前3ヶ月以内の原本(未登記の場合、固定資産評価証明 書又は名寄帳添付)
0	_	_	10	公共施設の管理者等一覧表	A 06	開発行為に関係する公共施設に係るもの
0	_	_	11	付替えに係る公共施設の新旧一覧表	A 07	開発行為により付替えする公共施設に係るもの
0	_	1	12	公共施設の管理に関する協議書	_	新たに設置される公共施設の帰属・管理及び従前の公共施設の帰 属について作成
0	_	ı	13	道路法等の許可書の写し(※)	_	(※) 乗入口設置、側溝や水路への放流管設置等がある場合(占 用許可、施工承認)
0	_	_	14	水利組合等の放流同意書	_	排水を水路等へ放流する場合
0	ı	1	15	住宅を必要とする理由書	A 15	敷地拡張を必要とする理由を記載 ※必要であれば、住宅所有者又は管理者の記名、住宅所有者又は 管理者が確認できる書類、管理受託を証する書面添付
0	_	ı	16	既存公共施設に関する同意書	_	官民境界協定書の写し、開発行為に関係する公共施設の管理者の 同意書 等
0	_	_	17	位置図(1/50000 以上)	_	記載事項:開発区域の位置、方位、縮尺、市街化区域と市街化調 整区域との境界等
0	_	_	18	開発区域図(1/2500 以上)		記載事項:開発区域、方位、縮尺等
0	_	_	19	現況図(1/2500 以上)	_	記載事項:開発区域及び現況、方位、縮尺、建築物及び工作物、 道路等
0	_	_	20	公図写し	_	申請時以前3ヶ月以内のもの 記載事項:開発区域、転写年月日、転写者の氏名・印(関する工事がある場合はその箇所)

申	申請条項			事物のなむ	様	=v
29	43	42	No.	書類の名称	式	説明
0	_		21	土地利用計画図(1/1000 以上)	_	記載事項:開発区域、従前地と拡張する土地の別、方位、縮尺、開発区域内及び境界の工作物、建築物の配置、道路(種別・名称・幅員等)、切盛土、排水施設、浄化槽人槽、排水管の管種・管径、放流先、区域外で行う工事(「関する工事」)等 □ 拡張する土地は、従前の土地の隣接地であり、かつ、道路、
0	_	Ι	22	造成計画平面図(1/1000 以上)	_	水路等の地形・地物で分断されていないこと。 □ 敷地の形状が概ね整形である等、合理的な土地利用を図る 上で支障がないものであること。 □ 開発区域の境界には、原則として、植栽又は地先ブロック
0	_	-	23	排水施設計画平面図(1/500 以 上)	_	等の工作物を設置すること。 □ 排水施設(浄化槽、雨水桝等)が適切に設置されていること。 ※給水計画も含め、兼ねられる図面はまとめて可 ※既存の建築物や工作物、排水施設等についても記載すること
0	_	_	24	造成計画断面図(1/200 以上)	_	記載事項:開発区域の境界、切盛土の厚さ、盛土材、地盤、建築 物、擁壁等の工作物、道路、土砂条例該当の有無等
0	_	-	25	がけの断面図(1/50以上)(※)	_	記載事項:高さ、勾配、地質、構造等 (※)開発区域内又はその周辺にがけが存する場合
0	_	1	26	擁壁の断面図(1/50 以上)(※)	_	開発区域内及び境界の工作物の構造図(寸法、勾配、材料、根入れの深さ、水抜き穴の有無等)(新設、既設) (※)擁壁の高さが1mを超える場合は計算書又は大臣認定書添付 (※)擁壁の根入れは、擁壁の高さの2割以上かつ20cm以上
0	_	-	27	排水施設構造図(1/50 以上)	_	浄化槽の仕様書、放流水の敷地内処理装置の構造図、雨水浸透桝 の構造図等(新設、既設)
0	_	_	28	公共施設新旧対照図 (1/1000 以上)(※)	_	実測図によるものを作成 (※)公共施設の新設・廃止・付替え等がある場合
0	_	-	29	求積図(1/1000 以上)	_	実測図による三斜法又は座標計算(開発区域、関する工事部分) □ 開発区域の面積は 500 m 以内であること。
0	_	ı	30	予定建築物の平面図・立面図	_	方位、縮尺記載、求積表添付 立面図は東西南北方向のもので、最高の高さを記載すること ※建替えを伴わない場合、既存自己用住宅の図面を添付すること □ 予定建築物の用途は従前と同一であること □ 予定建築物の高さは原則として 10m 以内であること
*	_	_	31	開発行為又は建築等に関する証 明願(60条証明)	A30	2部提出(※完了届提出時)
0	_	ı	32	その他市長が必要と認める書類 (※申請内容に応じて、追加で 添付書類や関係部局との協議を 求めることがあります)	_	・L型擁壁の水抜き穴同意書(隣接地)・下水道の区域外流入許可書・浄化槽設置協議・狭あい協議

- 〇申請書類の提出部数は1部です。(「開発行為又は建築等に関する証明願」のみ2部提出)
- ○各様式は、鹿沼市のホームページからダウンロードできます。
- 〇申請の受付から許可又は不許可処分までの標準処理日数は、29条許可申請は20日、42条・43条許可申請は 15日です。(ただし、閉庁日及び申請書類の訂正に要する日数を除きます。)